

スマホ教室・スマホなんでも相談会(無料)

スマホ教室 (60歳以上の方) ※申し込み必要

3日間の講習で、スマホ本体の初歩的な設定(電話帳・アラーム・Wi-Fiなど)について学びます。

対象 3日間を通じて参加できる方

定員 20人(募集人数を超えた場合は抽選)

期 4月26日(金)まで

スマホなんでも相談会(年齢制限なし) ※申し込み不要

スマホ(パソコン・タブレットも可)に関することならどんなことでも相談できます。スマホ教室に参加された方も大歓迎!

※スマホやパソコン・タブレットは、各自でご持参ください。

問 改革推進課 ☎ 22-2202

とき	ところ	スマホ教室 (3日間の講習) ※申し込み必要	スマホなんでも 相談会 ※申し込み不要
5月8日(水) // 15日(水) // 22日(水)	本庁舎2階 (市民会館2階) 会議室2	10時~12時	14時~16時
とき	ところ	スマホなんでも相談会 ※申し込み不要	
5月10日(金) // 17日(金) // 24日(金)	本庁舎2階 (市民会館2階) 会議室2	10時~12時 14時~16時	

※6月のスマホ教室(吉田地区)は、5月と同じ内容を予定

悩みがあったら話してみませんか?

秩父地域(秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町)では孤独・孤立やひきこもり状態等でお悩みの方(本人やその家族等)の一次相談窓口として、4月1日から秩父地域居場所づくりサポートセンター(認定NPO法人森のECHICAに事業委託)を開設しました。

サポートセンターでは対面相談(事前予約制)以外に、電話、電子メール、SNS(予定)での相談も可能ですので、ひとりで悩まずに、気軽にご相談ください。サポートセンターだけで対応が難しい場合は、市町の他の部署や外部団体と連携しながら支援を行い、お悩みの解消に向けて対応します。

また、集いの場として多世代交流カフェゆいっこを開設していますので、ご活用ください。

問 秩父地域居場所づくりサポートセンター

☎ 26-6827

✉ iguragakko@gmail.com

令和6~8年度の介護保険料が決定しました

第9期介護保険事業計画を策定し、介護サービスの見込み量が決まったことから、令和6~8年度の65歳以上の方(第1号被保険者)の介護保険料が決定しました。

令和3~5年度と比較して、保険料の段階数が13段階から15段階に増え、第9段階以降の段階を区分している合計所得金額が変更となりました。

令和6年度の介護保険料決定通知書は7月中旬に送付します。

問 高齢者介護課

☎ 25-5205

各総合支所市民福祉課

吉田 ☎ 72-6082

大滝 ☎ 55-0865

荒川 ☎ 54-2116

令和3~5年度の介護保険料

所得段階	保険料率	保険料額(年額)
1	基準額×0.3	19,440円
2	基準額×0.5	32,400円
3	基準額×0.65	42,120円
4	基準額×0.85	55,080円
5(基準額)	基準額	64,800円
6	基準額×1.15	74,520円
7	基準額×1.25	81,000円
8	基準額×1.58	102,380円
9	基準額×1.6	103,680円
10	基準額×1.8	116,640円
11	基準額×2.1	136,080円
12	基準額×2.3	149,040円
13	基準額×2.5	162,000円

変更なし

令和6~8年度の介護保険料

所得段階	対象者	保険料率	保険料額(年額)
1	生活保護受給者 ・高齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税の方 ・本人および世帯全員が住民税非課税であり、本人の前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	基準額×0.3	19,440円
2	本人が住民税非課税 世帯非課税 世帯課税	本人の 前年の合計所得金額 +課税年金収入額 80万円を超え 120万円以下の方	基準額×0.5
3		120万円を超える方	基準額×0.65
4		80万円以下の方	基準額×0.85
5(基準額)	本人の前年の合計所得金額	80万円を超える方	基準額
6		120万円未満の方	基準額×1.15
7		120万円以上210万円未満の方	基準額×1.25
8		210万円以上320万円未満の方	基準額×1.58
9		320万円以上420万円未満の方	基準額×1.6
10		420万円以上520万円未満の方	基準額×1.78
11		520万円以上620万円未満の方	基準額×1.8
12		620万円以上720万円未満の方	基準額×2
13	720万円以上800万円未満の方	基準額×2.1	
14	800万円以上1,000万円未満の方	基準額×2.3	
15	1,000万円以上の方	基準額×2.5	

ご好評につき本年度も継続実施！ 誰もがスマホを使えるまちを目指して シニア世代スマホ購入応援補助金

世代間の情報格差を解消するため、スマートフォン（スマホ）を購入するシニア世代の方を対象に「シニア世代スマホ購入応援補助金」を交付します。

対象

次の要件を全て満たす方

- ・本市に住民登録のある方
- ・令和7年3月31日までに60歳以上となる方（昭和40年4月1日以前に生まれた方）
- ・非営利かつ自ら使用するために、マイナンバーカードの読み取り機能（NFC認証機能）があるスマホを購入した方
- ・購入したスマホに、秩父市公式LINEアカウントへの登録（友だち追加）と「ちちぶ安心・安全メール」の配信登録をしている方
- ・市税等の滞納がない方（本人および同一世帯の方）

※現にマイナンバーカードの読み取り機能（NFC認証機能）があるスマホを所持している方は本事業の対象外です。

補助対象となるスマホ

4月1日から令和7年3月31日までの間に、市内の販売店舗において購入したスマホ（新品・中古どちらでも可、通信事業者とデータ通信契約をしているスマホが補助対象）

補助金の額

スマホ本体の購入経費で、上限は3万円（1,000円未満の端数は切り捨て）
※補助対象とするスマホの台数は、1人につき1台限りです。

補助金の申請

シニア世代スマホ購入応援補助金交付申請書兼請求書に必要な書類（領収書の写し等）を添えて、令和7年3月31日(月)までに、改革推進課または吉田・大滝・荒川総合支所市民福祉課へ。

※交付申請書兼請求書の用紙は申請先に用意してあるほか、市HPに掲載しています。

※過去に、本事業の補助金の交付を受けた方は対象外です。

※予算の上限に達し次第、本事業は終了となります。
※ご不明な点は、改革推進課までお問い合わせください。

用・問改革推進課 ☎ 22-2202

消費生活センターからのお知らせ

製品による事故を防ぐために 確認しましょう！

「重要なお知らせです。誠にお手数ですが、対象製品にお心当たりがございましたら、ご連絡いただきますよう、よろしくお願ひします。」

このような広告はメーカーが製品の欠陥や不具合で製品を安全に使用できないことがわかったときや事故が発生したとき、被害拡大を防ぐため当該製品を回収・修理・交換するために呼びかける広告によるリコールです。また、広告にはリコールの情報のほか「25〜30年前に製造した加湿器」を「押し入れを片付けていて見つけた」、「物置や倉庫にしまっていた」、「「実家で見かけた」と書かれていることがあります。

リコールは折り込み広告のほか、テレビや新聞、メーカーのホームページでも案内しており、使用者が特定されている製品の場合は郵便で案内してくることもあります。家電に限らず、消費者庁リコール情報サイトには、食料品、住居品・光熱水品、保健衛生品、建物・設備、文具・娯楽用品、被服品、車両・乗り物、その他生活に関係する製品のリコール情報を公表し

ています。製品による事故を防ぐためにメーカーによる自主的リコール情報を見聞きしたときは、身の回りに製品を使っていないかを確認し、対象品があった場合は使用を止め、メーカーの窓口連絡しましょう。

また、エアコン・電子レンジ・扇風機・電気ヒーター・ドライヤーなどからの出火や発火が事故等の原因とのニュースを目にすることがあります。製品の経年劣化による発熱や出火、延長コードやテールタップの最大電力を超えた使用、踏みつけ・家具等による圧迫、差込口のほこりの放置など配線器具の間違った使い方や不注意が火災等の原因になることもあります。製品事故を防ぐために取扱説明書や製品本体に表示された注意事項などをよく読んで正しく使用しましょう。



出典：消費者庁イラスト集より

秩父市消費生活センター

毎週月～金曜日（祝日はお休み）
9時～12時、13時～16時
☎ 25-5200

令和6年能登半島地震災害義援金を受け付けています。

受付場所：市役所総合案内および吉田・大滝・荒川総合支所窓口

秩父サイクリングだより

昨年4月から自転車乗車時のヘルメット着用が努力義務化されました。この効果もあり、ヘルメットを着用する方が増加傾向にあるようです。

警察庁によると、平成30年～令和4年までに自転車での死亡事故の56%が、頭部損傷によるものと発表がありました。ヘルメットを着用した人と比較し、着用しない場合の死亡率は、およそ2.1倍高くなるとされています。

市では、平成29年から自転車ヘルメット購入費用の補助を実施しています。ヘルメットにはデザインや機能性等、さまざまなタイプがあるため、購入の際は秩父郡市内の協力店舗にてご相談ください。申請またはご不明点に関しては市民生活課までお問い合わせください。

新生活で自転車に乗る機会が増えた方もいらっしゃるのではと思います。大切な命を守るため、サイクリングを安全に楽しむためにも、積極的にヘルメットを着用しましょう。

市民スポーツ課
☎25-5230



年金の手続き

国民年金は、日本に住む20歳以上60歳未満のすべての方が加入しなければなりません。届け出は加入する時だけでなく、被保険者種別が変わったときにも必要です。届け出をしないままにしておくと、年金額が少なくなったり、受け取れなくなったりする場合がありますので、必ず届け出をしましょう。

こんなとき	どうする	届け出先
20歳になったとき(厚生年金・共済年金加入者を除く)	手続き不要	日本年金機構より「国民年金加入のお知らせ」が送付されます(基礎年金番号通知書と納付書は後日送付)
会社を退職したとき(厚生年金・共済年金加入者の場合)	国民年金に加入の手続きをする(被扶養配偶者であった方も同様)	保険年金課または吉田・大滝・荒川総合支所市民福祉課
結婚や退職等で配偶者の扶養に入ったとき	第3号被保険者への種別変更の届け出をする	配偶者の勤務先
配偶者の扶養からはずれたとき	第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更の手続きをする	保険年金課または吉田・大滝・荒川総合支所市民福祉課
配偶者の会社が変わったとき	引き続き第3号被保険者となる手続きをする	配偶者の新しい勤務先

※第1号被保険者：農業・自営業の方とその家族、勤め先に年金制度のない方、学生、無職の方
※第3号被保険者：厚生年金・各種共済年金の加入者(第2号被保険者)に扶養されている配偶者

問 秩父年金事務所 ☎27-6560
 保険年金課国民年金担当 ☎25-5201
 各総合支所市民福祉課 吉田 ☎72-6082
 大滝 ☎55-0863 荒川 ☎54-2395

秩父市子どもの居場所づくり推進事業団体募集

子どもたちが、地域の中で安全で安心して過ごせる居場所づくり(こども食堂)を実施する団体へ、交付金を交付し、事業の実施を応援します。

対象事業の要件

次に該当する事業を実施する団体が対象となります。

- ①市内に住所を有し、原則として15歳以下の方を対象とすること
- ②毎月1回以上、1回あたり2時間以上行うこと(1年以上継続して事業を実施する見込みがあること)
- ③毎回食事を提供すること(衛生上必要な措置を講じること)
- ④営利を目的とするものでないこと
- ⑤子どもや保護者の生活相談に応じること
- ⑥政治的または宗教的活動に関するものでないこと
- ⑦同事業に対して、市から別の補助を受けていないこと等

交付金の種類

- ◎開設経費交付金
- ◎運営経費交付金

※応募方法および申請書類等の詳細につきましては、子育て支援課へお問い合わせください。

問 子育て支援課(下郷児童館2階) ☎26-6535

公共工事の入札結果 (税込500万円以上)

入札契約方法	契約日【完成予定】	事業名【事業場所】	契約金額【予定価格】(税込/円)	落札率	契約業者	工事担当課
一般競争入札	2月9日【9月】	森林管理道雲取線橋りょう補修設計及び塗膜調査業務委託【三峰地内】	12,518,000 [13,190,100]	94.90%	秩父測量設計㈱	大滝・地域振興課 ☎55-0861
	2月9日【6月】	影森グラウンド測量調査業務委託【上影森地内】	22,302,500 [24,846,800]	89.76%	㈱千島測量設計 秩父支店	市民スポーツ課 ☎25-5230
	2月9日【R7年3月】	秩父市公共下水道事業基本計画等変更業務委託(ゼロ債務)【公共下水道区域域内】	16,384,500 [20,594,200]	79.56%	㈱三水コンサルタント 埼玉事務所	下水道課 ☎25-5218
	2月26日【7月】	ミュージアパークゲートハウス棟トイレ改修工事設計業務委託(再1)【秩父郡小鹿野町長留1112-1外】	4,840,000 [4,967,600]	97.43%	㈱丸岡設計	建築住宅課 ☎26-6869
指名競争入札	2月27日【7月】	市立病院臨床検査室外空調機改修工事【桜木町8-9】	5,445,000 [5,903,700]	92.23%	日本施設㈱	市立病院管理課 ☎23-0611

問 工事の内容…表中の工事担当課、契約関係…契約課 ☎25-5216

高校生等通学定期券 購入費補助制度



公共交通機関(※1)を利用して通学する高校生等の皆さんに、「通学定期券」購入費用の一部を補助します。

※1 対象の公共交通機関は、西武観光バス(株)秩父営業所、秩父鉄道(株)および西武鉄道(株)が運行する各路線

対象 市内に住所がある高校生等(高等学校生、中学校卒業専門学校生および5年制の高等専門学校生であって学年が3年生までの人)

1 秩父市・皆野町・小鹿野町(以下「秩父地域」)に所在する高等学校に通学する高校生等の場合

○バス通学定期券購入費補助

補助金額 通学定期券購入費を、定期券購入時毎に半額補助(千円未満切り捨て)

○鉄道通学定期券購入費補助

補助金額 秩父鉄道(株)または西武鉄道(株)を利用して通学する際にかかる定期券購入費を、定期券購入時毎に半額補助(千円未満切り捨て)

2 秩父地域外に所在する高等学校に通学する高校生等の場合

○バス通学定期券購入費補助

補助金額 ①通学定期券購入時、1か月定期券の金額が6,000円を超える部分について、上限2,000円

②3か月定期券の金額が18,000円を超える部分について、上限6,000円

○鉄道通学定期券購入費補助

補助金額 秩父鉄道(株)または西武鉄道(株)を利用して通学する際にかかる定期券購入費が年間で2万円を超えた額に対して、上限5,000円

3 1・2共通注意事項

○バス通学定期券購入費補助

申請に必要なもの 学生証

購入方法 西武観光バス(株)秩父営業所で通学定期券を購入する際、所定の申請書に記入してください。定期券購入時に係員が申込書の記載内容を確認し該当する場合は、補助額を差し引いて通学定期券を販売します。

西武観光バス(株)秩父営業所 ☎ 22-1635

○鉄道通学定期券購入費補助

申請書交付・受付場所 市民生活課(市庁からもダウンロード可) ※郵送での申請も受け付けます。

申請に必要なもの

①補助金交付申請書②学生証の写し(顔写真のあるもの)
③該当する通学定期券の写し全て④印鑑⑤通帳やキャッシュカードなど補助金の振込先がわかるもの

※PASM定期券などのICカード定期券は、更新前の定期券データが上書きされてしまうので、購入ごとに写しをとってください(詳しくは、市庁参照)。

申請期間 4月1日(月)~令和7年3月31日(月)

※通学定期券の購入費は、有効期間が4月1日~翌年3月31日までの1年間を対象として計算します。

注意 ①秩父地域に所在する高等学校への通学者は、定期券購入毎(年度をまたぐ場合、この限りではありません)に、その都度申請をしてください。②秩父地域外の高等学校等への通学者は、年度で1回限りの申請です。通学定期券の購入費が25,000円を超える前に申請すると、上限額5,000円に満たない額となる場合があります。1回の定期券購入金額が25,000円に満たない場合は、複数回購入した金額の合計が25,000円を超えた段階で申請いただくことをお勧めします。

市民生活課 ☎ 26-1133

秩父市緊急サポートセンター会員募集!

緊急サポートセンター事業は、急な子どもの預かりや送迎を頼みたい方(利用会員)と子育てのお手伝いをしたい方(サポート会員)が会員となり、サポートセンターが仲介して育児を援助する事業です。

お子さんの預かり事例

- ・当日、前日の急な預かりや送迎
- ・宿泊を伴う子どもの預かり
- ・病中病後の子どもの見守り
- ・保護者が体調不良で休んでいる間の子どもの見守りなど

利用会員 事前登録が必要です(登録無料・随時受付中)。お気軽にお問い合わせください。

サポート会員 空いている時間を利用して育児の援助をしていただけるサポート会員(有償ボランティア)を募集します。援助活動前に講習会の受講が必要です。

令和6年度緊急サポート会員講習会

サポート会員に安心して活動していただくため、サポートに入る前に保育のことや病気の子どものケアについて実践的な知識を4日間の講習で学びます。

申込期限 5月13日(月)

☎ 緊急サポートセンター埼玉

☎ 048-297-2903

✉ byoujihoiku@oboe.ocn.ne.jp

HP <https://chichibu.mamagoto.com/>



令和6年度 秩父市緊急サポート講習会 日程

とき	ところ	内容
5月14日(火) 9時30分~ 16時30分		緊急サポートの活動・新生児の保育と昨今のお母さん事情・サポーター体験談等
5月23日(木) 9時30分~ 16時30分	歴史文化伝承館 1階	子どもの心と発達・子どものお世話(最新の保育グッズ)と遊び
5月24日(金) 9時30分~ 16時30分	研修室1	小児の病気と特性・病児の観察とケア・感染予防
6月3日(月) 9時30分~ 16時30分		子どもの事故と安全管理・応急措置・リスクマネジメント

※保育士・看護師の資格をお持ちの方、子育て支援にかかわる活動をされている方は、免除できる日がありますのでご相談ください。

